



特別国民体育大会冬季大会 スケート競技会・アイスホッケー競技会

実 施 要 項

未来へつなぐ八戸国体

銀盤に 君の軌跡よ 花ひらけ



公益財団法人日本スポーツ協会
文 部 科 学 省
青 森 県
公益財団法人日本スケート連盟
公益財団法人日本アイスホッケー連盟
八 戸 市

目 次

1	競 技 会 日 程 と 会 場 一 覧 表	・ ・ ・	1
2	実 施 要 項 総 則	・ ・ ・	2
	※ 交 代 (変 更) 届 ・ 棄 権 届	・ ・ ・	14
3	各 競 技 実 施 要 項	・ ・ ・	16
4	式 典 次 第	・ ・ ・	28
5	宿 泊 要 項	・ ・ ・	31
6	輸 送 交 通 要 項	・ ・ ・	36
7	医 療 救 護 要 項	・ ・ ・	38
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	・ ・ ・	40
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	・ ・ ・	41
10	関 係 団 体 事 務 局 一 覧 表	・ ・ ・	42

1 競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会 場 地	式典・競技		日 程								会 場	所 在 地	
			2023 年 1 月				2 月						
			28 (土)	29 (日)	30 (月)	31 (火)	1 (水)	2 (木)	3 (金)	4 (土)			5 (日)
八 戸 市	開 始 式										八戸市公会堂	八戸市内丸一丁目1番1号	
	表 彰 式 (スケート)						午後 ○				Y Sアリーナ 八戸	八戸市大字売市字興遊下3番地	
	表 彰 式 (アイスホッケー)								午後 ○				
	ス ケ ー ト	ス ピ ー ド			○	○	○	○			Y Sアリーナ 八戸	八戸市大字売市字興遊下3番地	
		シ ョ ー ト ト ラ ッ ク	○	○							テクノルアイ スパーク八戸	八戸市新井田西四丁目1番1号	
		フ ィ ギ ュ ア	○	○	○	午前 ○					FLAT HACHINOHE	八戸市大字尻内町字三条目7番地7	
	アイスホッケー						○	○	○	○	○	テクノルアイ スパーク八戸	八戸市新井田西四丁目1番1号
						○	○	○	○	○	FLAT HACHINOHE	八戸市大字尻内町字三条目7番地7	
						○	○	○	○		ふくちアイス アリーナ	南部町大字苫米地字上根岸73番地1	
南 部 町							○	○	○	○			

全国会議

	全国代表者会議	全国報道員会議
日 時	2023 年 1 月 27 日(金) 13 : 00～	2023 年 1 月 27 日(金) 15 : 00～
会 場	八戸グランドホテル	八戸グランドホテル
住 所	〒031-0031 八戸市番町14番地	〒031-0031 八戸市番町14番地
電話番号	0178-46-1234	0178-46-1234

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を青森県八戸市を中心に開催するにあたり、参加者とともにこの趣旨を一層発揚し、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を促進するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競技会名	会期	会場地
スケート競技会	2023年1月28日（土）～2月2日（木） 6日間	八戸市
アイスホッケー競技会	2023年2月1日（水）～2月5日（日） 5日間	八戸市 南部町

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」(「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2023年1月5日(木)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第76回又は第77回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者(別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2022年4月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会2023年2月2日／アイスホッケー競技会2023年2月5日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

b 別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

[少年種別]

a 別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】の適用を受ける者

b 別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

c 別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2004年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2004年4月2日から2007年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2022年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生(2007年4月2日から2008年4月1日までに生まれた者)が参加できるものとする。

- (4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6 各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第1位から第8位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数点第3位以下を切り捨てる。

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位
種別	フィギュア	24点	21点	18点	15点	12点	9点	6点	3点
	アイスホッケー	40点	35点	30点	25点	20点	15点	10点	5点
種目	スピード ショートトラック	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

[注] 「種別」：種別などに与える競技得点 「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は10点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の第1位から第8位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したものの又は都道府県と各チーム全員(監督を含む。)の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、特別国民体育大会会長宛に申込むものとする。

- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2023 年 1 月 5 日(木)とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項14ページ)にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人日本スケート連盟

イ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ 特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

[注] スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。

なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項 14 ページ)を用いるものとする。

10 大会参加負担金

- (1) 大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000 円

[注] 地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

- (2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日 2023 年 1 月 6 日(金)

イ 納 入 先 みずほ銀行渋谷支店 普通預金口座 513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

大会参加者は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会(以下「特別国体青森県実行委員会」という。)が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申し込むものとする。

12 都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

- (5) 都道府県選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2024 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定または内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章または視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づきユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、特別国体青森県実行委員会、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体(以下「国体関係機関・団体」という。)は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果(記録)等

競技結果(記録)については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 特別国体青森県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果(記録)等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真(写真撮影企業等)

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に

関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

- (2) 都道府県大会の実施に当たり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。

なお、1人1競技に限る。

- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(1人あたり1,000円)を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。
- (3) 大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地版ガイドライン、競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。

なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション又

は体調管理チェックシートを利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートで取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認および大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

別記１【国民体育大会ふるさと選手制度】

- 1 成年種別に出場する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第１０項第４号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。
 - (1) 居住地を示す現住所
 - (2) 勤務地
 - (3) ふるさと
- 2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、ＪＯＣエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「ＪＯＣエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。
- 3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。
- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「８ 参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第３項－(1)－1)－③）に抵触しないものとする。
 - (1) この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。
 - (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。

 - ア 親の転勤による一家の転居
 - イ 親の結婚、離婚による一家の転居
 - ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
 - (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
 - ア 本特例を受けようとする参加者は、下記２(1)の場合は転居元、下記２(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
 - イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２(1)の場合は転居先、下記２(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体

に対し、その旨報告し了承を得ること。

2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

(1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

(2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置(以下「本特例」という。)」を次のとおり定める。

1 本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

(1) 第24回オリンピック冬季競技大会(2022年・北京)に参加した者

(2) 2022年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技(種目)における国体ランキング上位10位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

[注] 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件(日数要件の緩和)

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2022年4月30日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2023年2月2日/アイスホッケー競技会 2023年2月5日)まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外(海外を含む。)において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

(イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ア) 2022 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2023 年 2 月 2 日／アイスホッケー競技会 2023 年 2 月 5 日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③のとおりとする。

別記 4 【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア 2011 年 3 月 11 日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2022 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2023 年 2 月 2 日／アイスホッケー競技会 2023 年 2 月 5 日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び

監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 76 回及び第 77 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

(ア) 2011 年 3 月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第 1 条に規定する学校に在籍していた者であること。

(イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が 2022 年 4 月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から 2023 年開催の特別大会に参加した者が、第 78 回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③(国内移動選手の制限)には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011 年度から 2012 年度(小学校は 2015 年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー 参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
○で囲むこと

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に○をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1. 体調不良のため（コロナ関連以外）（症状：_____）
2. 怪我のため
3. コロナ関連（_____）
4. その他（_____）

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)	
氏 名					
連絡先 (TEL) ※ 1			連絡先 (メール) ※ 1		
所属区分※ 2			所属の所在地※ 3		
プログラム掲載用所属					
第76回大会 参加都道府県名			第77回大会 参加都道府県名	例外適用※ 4	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有 の 場 合 登 録 番 号 等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等）					
JSPPO 公認スポーツ指導者資格 ※監督交代の場合記入	資 格 名 登録番号		有効 期限	年 月	

※ 1 交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。

※ 2 特別大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。

成年種別 （ア．居住地を示す現住所 イ．勤務地 ウ．ふるさと）

少年種別 （ア．居住地を示す現住所 イ．学校教育法第1条に規定する学校の所在地 ウ．勤務地
エ．「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※ 3 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※ 4 今回（特別大会）と第77回大会（不出場の場合は第76回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

1. 新卒業者 2. 結婚又は離婚 3. ふるさと（成年） 4. 一家転住（少年）
5. JOC エリートアカデミー（少年） 6. 東日本大震災に係る特例措置

年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿
特別国民体育大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長（代表者）

協会・連盟

会長（代表者）

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛に提出すること。
- (2) 添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※１）は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※２）、開催県実行委員会（※３）宛に提出すること。

なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。

- (2) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (3) その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後２週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。
 - ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）
 - イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※１ 都道府県選手団連絡責任者は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※２ 競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

※３ 「１ 交代（変更）届」と同様に「２ 棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1 期 日 2023年1月28日（土）から2月2日（木）まで（6日間）

実 施 競 技	競 技 期 間
ス ピ ー ド	2023年1月30日（月）～2月2日（木）
ショ ー ト ト ラ ッ ク	2023年1月28日（土）～1月29日（日）
フ ィ ギ ュ ア	2023年1月28日（土）～1月31日（火）

2 会 場

会 場 地	実 施 競 技	競 技 会 場
八 戸 市	ス ピ ー ド	Y S ア リ ー ナ 八 戸
	ショ ー ト ト ラ ッ ク	テ ク ノ ル ア イ ス パ ー ク 八 戸
	フ ィ ギ ュ ア	F L A T H A C H I N O H E

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・2000m R
成 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R
少 年 男 子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000m R
少 年 女 子	500m・1000m・1500m・3000m・2000m R

イ ショートトラック

種 別	種 目
成 年 男 子	500m・1000m・5000m R
成 年 女 子	500m・1000m・3000m R
少 年 男 子	500m・1000m
少 年 女 子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成 年 男 子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成 年 女 子	
少 年 男 子	
少 年 女 子	

(2) 参加人員

種別	監督	選手	都道府県数	小計	合計
成年男子	12 名以内	30 名以内	47	1 都道府県 66 名以内	858 名以内
成年女子					
少年男子		24 名以内			
少年女子					

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。

また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

(ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が 1 位から 16 位までの都道府県は各種別最大 8 名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大 5 名までとする。

ただし、国体開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを 1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離（3000m・5000m・10000m）に限り、1 位 12 点、2 位 11 点、3 位 10 点、4 位 9 点、5 位 8 点、6 位 7 点、7 位 6 点、8 位 5 点、9 位 4 点、10 位 3 点、11 位 2 点、12 位 1 点とする。

(イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは 1 チーム 6 名以内とし、競技は 4 名で行う。

(ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

(エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ ショートトラック

(ア) 前年度国体で各種別の総合順位が 1 位から 8 位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記 8 位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ 8 位まで、計 16 の都道府県は、成年男女種別各 5 名以内、少年男女種別各 2 名以内とし、17 位以下の都道府県は各種別 1 名とし、国体開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が 8 位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

ただし、国によるまん延防止等重点措置の適用により第 69 回全日本都道府県対抗競技

会（長野県・野辺山）に参加できなかった都道府県は、当競技会に出場エントリーを完了した種別のみ、第77回大会（栃木県）と同様の出場枠を認める。

（イ） 1種目2名以内、1名2種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目1名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは1チーム5名以内とし、競技は4名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

（ウ） 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスラート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

（エ） ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

（オ） 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

（ア） 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、aからcに該当する最大16チームである。

a 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

b 特別国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

c 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

（イ） 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

（ア） 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

（イ） 決勝出場者

a 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）

b 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

（ウ） 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。

（エ） 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

（オ） 500mとリレー競技では、決勝A（1位～4位）及び決勝B（5位～8位）を行い、順位を決定する。

ただし、参加者（チーム）が6名（チーム）以内の場合は決勝のみとする。

（カ） 組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調

整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m(1回)、1500m(1回)、3000m(2回)、5000m(4回)、10000m(8回)

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。

ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低15分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。採点は I S U ジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

[注]① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2021年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年は I S U ジュニア課題、成年は I S U シニア課題とする。

フリースケーティングは、2021年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアの I S U 規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒プラス／マイナス10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分プラス／マイナス10秒、少年男子・少年女子3分30秒プラス／マイナス10秒とする。

ク 音楽は、C Dを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において2023年1月5日(木)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>

なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-0073

青森県八戸市大字売市字興遊下3番地 Y S アリーナ八戸内

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

E-mail : kokutai@city.hachinohe.aomori.jp

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ

1、公認スケートコーチ3、公認スケートコーチ4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストB級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合5級以上の資格を有する者。

ただし、中学3年生が参加する場合は、バッジテスト総合6級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む。）とも、1位8点、2位7点、3位6点、4位5点、5位4点、6位3点、7位2点、8位1点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、1位24点、2位21点、3位18点、4位15点、5位12点、6位9点、7位6点、8位3点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、特別国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表彰

(1) 男女総合成績及び女子総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 男女総合成績 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 競技の各種別及び種目の 1 位から 8 位までに賞状を授与する。

ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア スピード

日 時 2023年 1 月 9 日（月） 15:00～

場 所 Y S アリーナ八戸 大会議室

電 話 0178-43-9544

イ ショートトラック

日 時 2023年 1 月 9 日（月） 13:00～

場 所 Y S アリーナ八戸 大会議室

電 話 0178-43-9544

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2023年 1 月 29 日（日） 15:00～

場 所 八戸市スポーツ研修センター 第 1 会議室

電 話 0178-22-7181

イ ショートトラック

日 時 2023年 1 月 27 日（金） 14:00～

場 所 テクノルアイスパーク八戸 2 階 ロビー

電 話 0178-25-5655

ウ フィギュア

日 時 2023年 1 月 27 日（金） 14:00～

場 所 ユートリー 1 階 多目的大ホール B

電 話 0178-27-2227

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2023年 1 月 29 日（日） 17:00～

場 所 Y S アリーナ八戸 大会議室

電 話 0178-43-9544

イ ショートトラック

日 時 2023年 1 月 27 日（金） 16:00～

場 所 テクノルアイスパーク八戸 2 階 ロビー

電 話 0178-25-5655

ウ フィギュア（レフェリー、テクニカル・コントローラー会議）

日 時 2023年 1 月 27 日（金） 12:30～

場 所 ユートリー 5階 会議室
電 話 0178-27-2227

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔2〕アイスホッケー競技

1 期 日 2023年2月1日（水）から2月5日（日）まで（5日間）

種 別	2月1日(水)	2月2日(木)	2月3日(金)	2月4日(土)	2月5日(日)
成年男子	1回戦	2回戦	準々決勝 順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子	1回戦	準々決勝	順位戦	準決勝 順位決定戦	決勝 3位決定戦

2 会 場

会 場 地	競 技 会 場
八 戸 市	テクノルアイスパーク八戸
	FLAT HACHINOHE
南 部 町	ふくちアイスアリーナ

3 種別及び参加人員

種 別	監督	選手	参加都道府県	小計	合計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

4 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間は、1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。
各ピリオド正味20分とし、インターバルは10分とする。
- (5) 第3ピリオド終了時に同点の場合は、3分間の休憩の後、5分間のサドンデス方式による「3on3方式」の延長ピリオドを行う。
なお、決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。
なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

5 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。

- (3) ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
北 海 道	北海道	1	1
東 北	岩手・宮城・秋田・山形・福島	3	1
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中 国 ・ 四 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開 催 地	青森	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 参加申込、交代

「2 実施要項総則」8に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本大会の参加申込は、監督1名、選手16名、予備登録選手9名以内とする。
- (2) 選手又は監督の交代届は、所定の様式により監督会議開始前までに提出するものとする。
- (3) 選手の交代は、予備登録選手に限り認める。
- (4) 監督は、特別な事情がある場合、大会期間中の交代を認める。ただし、交代者は6(3)に掲げる監督要件を有する者に限る。

8 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

- (1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 少 年 男 子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合は

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

9 表 彰

(1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

(2) 総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

(3) 各種別の1位から8位までに賞状を授与する。

賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

10 参加上の注意

(1) 2023年1月5日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-0073

青森県八戸市大字売市字興遊下3番地

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

E-mail:kokutai@city.hachinohe.aomori.jp

(2) 監督以外にベンチに入ることができるコーチは、ドクター資格又はトレーナー資格を有するコーチを含め6人以内とする。

(3) J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、1974 年 12 月 31 日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外マウスガードを着用すること。

(4) 少年に参加するプレイヤーは、J. I. H. F. 2021～2022 発第 226 号〔通達〕に基づき、適切な保護具を着用すること。

(5) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

11 諸会議

(1) 組合せ抽選会

ア 日 時 2023年1月11日（水）14:00～

ウ 電 話 0178-44-3121

12 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

【特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開 始 式

期 日 2023 年 1 月 28 日（土）

場 所 八戸市公会堂

順	次 第	時 刻
1	開 場	9 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	9 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	9 : 5 5
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	1 0 : 0 0
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 0 : 2 0
6	開 式 通 告	1 0 : 3 5
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 0 : 3 6
8	国 旗 儀 礼	1 0 : 3 9
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	1 0 : 4 1
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 0 : 4 3
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	1 0 : 4 7
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	1 0 : 5 0
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 0 : 5 3
14	歓 迎 の こ と ば	1 0 : 5 6
15	選 手 代 表 宣 誓	1 1 : 0 2
16	閉 式 通 告	1 1 : 0 6
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 1 : 0 7

【特別国民体育大会冬季大会スケート競技会】

表 彰 式

期 日 2023 年 2 月 2 日 (木)

場 所 Y S アリーナ八戸

(八戸市長根屋内スケート場)

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	表 彰 状 授 与	1 6 : 0 4
7	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 1 7
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 1 9
9	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 2 2
10	国 旗 儀 礼	1 6 : 2 5
11	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 2 7
12	閉 式 通 告	1 6 : 2 9
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 3 0

【特別国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表 彰 式

期 日 2023 年 2 月 5 日（日）

場 所 Y S アリーナ八戸

（八戸市長根屋内スケート場）

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	表 彰 状 授 与	1 6 : 0 4
7	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 1 3
8	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 1 5
9	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 1 8
10	国 旗 儀 礼	1 6 : 2 1
11	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 2 3
12	閉 式 通 告	1 6 : 2 5
13	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 2 6

5 宿泊要項

1 趣旨

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

2 方針

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）及び特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「特別国体八戸市実行委員会」という。）は、合同で特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。
- (2) 選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (3) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。
- (4) 1人の宿舎に要する広さは、 3.3 m^2 （2畳）以上とする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

(1) 宿泊及び素泊まり

ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。

イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次の料金の範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		1 泊 2 食	素泊まり	
営業 宿泊 施設	税抜	6,000 円～13,000 円※ ¹	4,200 円～ 9,100 円※ ²	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	10%	6,600 円～14,300 円	4,620 円～10,010 円	

※1 1 泊 2 食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※2 素泊まりの料金は、1 泊 2 食の料金の 70% 相当額とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日 9 時までに、朝食の場合は前日の 18 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20% を控除した額とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10% を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業 宿泊 施設	税抜	4,800 円～10,400 円	5,400 円～11,700 円
	10%	5,280 円～11,440 円	5,940 円～12,870 円

(5) 休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センター

から各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日前日まで	宿泊料金（税抜）の50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の100%	

(注)・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき1泊分の取消料のみとする。

イ 選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ 災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和5(2023)年1月24日（火）15時から令和5(2023)年2月6日（月）10時までとする。

7 宿泊の申込み

- (1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。
なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。
- (2) 選手・監督、都道府県選手団本部役員にあつては、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。
- (3) インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。
- (4) 選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。
なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。
- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっては、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。
なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。
- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。
- (4) 配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、青森県産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。
- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、あつせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。
なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内
	8 %	972 円以内

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舍の指示に従い、指定された場所に保管する。

11 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。
- (2) 宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

6 輸送交通要項

1 趣旨

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）及び特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「特別国体八戸市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

3 輸送方法

(1) 大会参加者の輸送

ア 全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ 開始式・表彰式輸送

開始式・表彰式輸送は、原則として計画輸送とし、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ 競技会輸送

競技会輸送は、原則として計画輸送とし、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ 各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2) 一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3) その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4 駐車場対策

(1) 開始式・表彰式会場駐車場

開始式・表彰式会場における駐車場については、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

(2) 各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5 交通安全対策

(1) 開始式・表彰式

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、開始式・表彰式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(2) 各競技会

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

(3) 積雪、凍結等への対応

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、スリップ等による交通事故や走行不能を防止するため、使用車両にスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等を装着又は携行するとともに、積雪、凍結などの路面状況や天候等に応じた走行に留意する等必要な対策を講じる。

6 輸送・交通の案内

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が設置する案内所等において行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

7 医療救護要項

1 趣旨

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2 基本方針

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）及び特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「特別国体八戸市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て医療救護業務を遂行する。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 医療救護業務の統括は、青森県実行委員会が担当する。
- (2) 大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、特別国体青森県実行委員会及び特別国体八戸市実行委員会が連携し担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

平成30年4月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808
		03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号	03-6734-2999
		03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415
		03-5843-0416
公益財団法人日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375
		03-5843-0376
公益財団法人青森県スポーツ協会	〒039-3505 青森県青森市大字宮田字高瀬22-2 新青森総合運動公園内	017-764-6675
		017-764-0556
青森県スケート連盟	〒039-0815 青森県三戸郡南部町大字福田字あかね 5-27 仁科恭典方	0178-84-4014
		0178-84-4014
青森県アイスホッケー連盟	〒031-0057 青森県八戸市大字上徒士町4-1 コラソン保険サービス内 小山田方	0178-20-8285
		0178-20-8286
特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局 特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会事務局	〒031-0073 青森県八戸市大字売市字興遊下3番地 Y S アリーナ八戸内	0178-51-9833
		0178-51-8805